

「中小トラック事業者の燃料費対策事業」（燃料貯蔵設備に対する補助）  
の実施（特別募集）について

平成 27 年 2 月 20 日  
公益社団法人 全日本トラック協会

平成 26 年度補正予算による「中小トラック事業者の燃料費対策」により、燃料貯蔵設備の導入・整備に対して支援を実施することになりました。

なお、全日本トラック協会が補助事業の執行団体として、下記要領にて補助金申請の募集を行いますのでお知らせいたします。

本件補助金につきましては 26 年度補正予算による財源であるため 27 年度への繰越が認められた場合に執行が可能となります。現状では繰越は認められておりませんが、認められることを前提に本要領は作成していることをあらかじめご承知おきください。

## 1、補助対象事業者

以下の①②③のいずれかに該当する方が対象です。

- ①一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者または第二種貨物利用運送事業者で法定中小企業者（資本金 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人）である方。
- ②中小企業等協同組合法に定める事業協同組合、事業協同小組合であって、加入するために①であることを要件としている方
- ③中小企業等協同組合法に定める協同組合連合会であって、加入するために①または②であることを要件としている方

## 2、補助対象事業

自社（あるいは組合員、連合会会員組合の組合員）の貨物自動車運送事業の用に供する事業用車両への燃料供給を主たる目的とし、タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設。

一部でも燃料の転売、賃貸に供する施設については対象外とします。

整備後の当該施設の貯蔵量のうち 1/2 以上が軽油であることが条件です。

また、本補助金の交付決定時点で事業に着手していないこと（工事請負契約等締結していないこと）を要します。

## 2・1 対象となる事業の設備内容

### ①新設

既存の自家用燃料供給施設がない場所に新たに対象施設を設置すること。

また既存の自家用燃料供給施設に新たなタンクを追加設置することも含みます。この場合は追加設置するタンクに貯蔵する燃料の1/2以上が軽油であることが条件になります。

### ②増設

既存の自家用燃料供給施設に設置していたタンクを廃棄し、新たなタンクを導入すること。この場合、

ア 新たなタンクの貯蔵量が従前設置していたものよりも大きいこと

イ 貯蔵する軽油の量が従前よりも増加していること

の2点をともに満たしていることが必要です。

## 2・2 その他の対象となる条件

- ① 交付決定以前に当該事業に着手していないこと（工事契約締結日が交付決定日以前ではないこと）
- ② 対象事業にかかる完成検査済証の発行日が平成28年1月20日までであること。
- ③ 自家用燃料供給施設の導入に要した費用（以下、「補助対象経費」）の支払が完了していること。（手形、小切手による支払で未決済のものは不可。）
- ④ 対象施設の軽油貯蔵量の2/10以上を常備し災害発生時には緊急物資輸送車両へ供給すること。（タンクの新設・増設の場合も全体の軽油貯蔵量の2/10以上を常備すること）
- ⑤ 大規模災害発生時などの緊急時においては、国または地方自治体、あるいは全ト協からの依頼による緊急物資等の輸送の用に供する車両に対して、当該施設に貯蔵する燃料を供給すること。
- ⑥ 本補助規定の申請対象とする自家用燃料供給施設の整備に関する他の国庫補助金を受けていないこと。

### 3、補助額等

補助対象経費の1/10。

(補助額に関する留意事項)

- ① 補助額の算定の基礎となる補助対象経費は軽油の貯蔵にかかる部分のみです。例えば軽油とともにガソリンも貯蔵する施設の場合、要した費用を貯蔵量で按分し軽油に係る部分のみを補助対象経費と見なします。

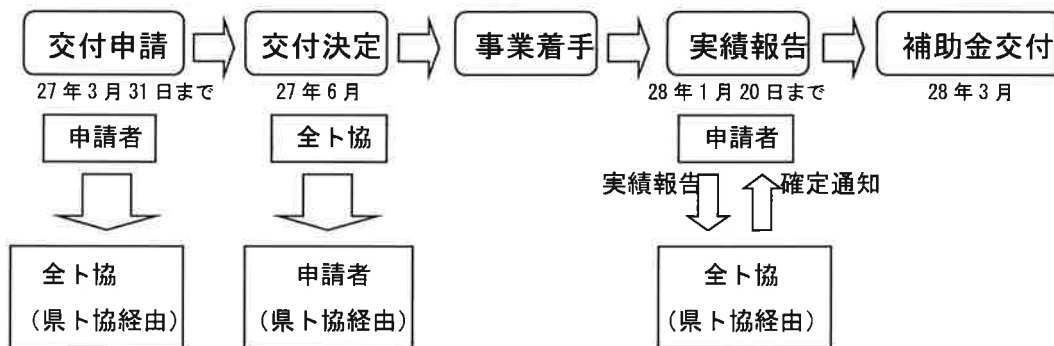
(例) 軽油 30kl、ガソリン 10kl を貯蔵する燃料貯蔵施設を新設し、2千万円の経費を要した場合、 $2\text{千万円} \times 30/40 = 1500\text{万円}$ を補助対象の経費と見なします。

- ② 資料により疎明できない費用は補助対象の経費に算入できません。

(例 1) 土木工事業を併営する事業者が作業の一部を自社で行った場合は、その費用は算入することはできません。

(例 2) 他の施設工事と一括して工事を実施し、書面上で対象工事の金額が明確に区分できないような場合は補助対象とはできません。

### 4、手続きの流れ (概略)



#### 4・1 申請受付期間

平成 27 年 3 月 13 日 (金) ~ 5 月 29 日 (金) (延長しました)

※申請受付は土日祝日及び各都道府県トラック協会の定める日を除き行います。

※補助金申請額が予算額に達した日をもって申請受付を終了します。したがって上記受付期間最終日前に受付を終了する場合があります。

#### 4・2 交付決定時期

平成27年6月末日までに交付決定を行う予定です。

#### 4・3 実績報告の期限

事業完了の日から30日を経過した日。あるいは平成28年1月20日(水)のどちらか早い日。

いかなる事情があってもこの期限については延長しませんので、あらかじめご承知おきください。

#### 4・4 金額確定通知時期

平成28年2月20日頃を予定しています。

### 5、予算額

4億7千万円。申し込み要件を全て充足していても、申し込みが予算額を超過した場合は補助金が交付されない場合もあり得ます。

### 6、申請者

対象施設の所有者かつ設置者である方。

工事契約者、工事代金の被請求者・領収書の宛名、危険物取扱所設置(変更)許可申請書および設置許可書・完成検査済証の設置者はすべて同一である必要があり、その方が申請者となります。

### 7、申請先

申請者の本社が所在する各都道府県トラック協会。

設置場所と本社所在地が異なる都道府県である場合も本社所在地の都道府県トラック協会となります。

### 8、申請書類

以下の書類を正本1部、副本2部の合計3部を申請先に提出してください。

### 9、必要書類

(交付申請時)

ア. 交付申請書(様式2)

イ. 商業登記簿謄本(申請日から6ヶ月以内のもの)の写し

履歴事項全部証明書の写しをお願いします。

また、資本金が3億円以上の会社は常時使用する従業員数が300人以下であることを疎明する資料を添付してください。

(例) : 「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」「所得税徴収高計算書」健康保険・厚生年金保険の「被保険者賞与支払届出総括表」税務申告書の「法人事業概況説明書」など

(参考) : 常時雇用する従業員とは…役員は除く、役員兼従業員は含む、アルバイト・パートタイマーは原則として2ヶ月を超えて使用される者のうち当該企業の通常の従業員と同等の週あたり所定労働時間を行う者を含む、派遣労働者は含まない)

個人事業主の方は、直近の一般貨物自動車(貨物利用)運送事業 事業報告書(運輸局提出)の「事業実績報告書」の頁の写しを添付してください。

ウ. 申請者の資格を確認する書類

1. ①該当事業…運送事業者であることを疎明する書類(運送事業免許の写し、運輸局が発行する証明など)。

2. ②③該当事業…加入要件の定めを証する書類の写し(定款等)

エ. 工事見積書の写し…2社以上から相見積もりを徴求してください。対象となるのは見積額が低い方となります。

オ. 誓約書「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」

カ. 補助対象施設の周辺地図

(実績報告時)

キ. 実績報告書(様式第3)

ク. 補助対象経費にかかる工事契約書または注文書・注文請書の写し

(交付決定日よりもあとの日付であることが必要です)

ケ. 補助対象経費にかかる請求書及び請求明細の写し

(請求明細がない場合は請求額と金額が一致することを条件に見積書の明細で可)

コ. 補助対象経費の支払が完了していることを証する書類(領収書の写し)

手形や小切手による領収書は支払が完了していることの疎明にはならな

いので、このような場合は当該手形・小切手の引き落としが完了していることを疎明する資料を追加してください。（支払銀行に保管されている支払済手形の表面・裏面の写し、支払手形台帳と銀行が発行する当座勘定入出金明細の引き落とし部分など）

サ. 危険物取扱所設置許可申請書および設置許可書（増設の場合は変更許可申請書および変更許可書）の写し

必ず完成検査済証の対象となっている許可番号の設備内容がわかるものを添付してください。例えば設置許可を受けた後に変更許可を得て完成検査を受けた場合は設置許可と変更許可の双方を添付してください。

シ. 対象施設の全体概要図

ス. 完成検査済証の写し

セ. 補助金請求書（様式第10）

※一度提出された書類はお返しできません。

※申請書類副本2通のうち1通は申請者控えとしてお返しします。補助金交付決定を受けた場合は5年間の書類保存義務がありますので大切に保管してください。

## 10、書類の取扱

提出書類を審査した結果は、各都道府県協会を通じて申請者の方へご連絡いたします。

## 11、注意事項

- (1) 対象施設にかかる他の国庫補助金と本補助金の両方を受けることはできません。
- (2) 提出書類の事後補完はお受けしかねます。提出前によくご確認いただいからご提出ください。すなわち、実績報告日までに完成検査済証の交付を受けることが必要です。
- (3) 補助金を受けて設置した施設は、法定耐用年数の期間について保有義務が生じます。その間に売却等で所有者・使用者を変更する場合は、原則として補助金を返還していただきます。